

地域未来投資促進法に係る課税特例を適用するための要件
(根拠：地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン 第2 など)

1、申請前の事前チェック項目

下記(1)～(5) (申請が2回目以降の場合は(1)～(6))全ての要件を満たす場合、県及び国への申請が可能ですので、「2、申請時のチェック項目」をご留意の上、申請書の作成をお願いします。

基準	チェック	備考
◎対象産業について		
(1) 以下のいずれかに該当すること ①北部地域を中心とした自動車関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ②中部地域を中心とした電子・電気・機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ③中部・南部地域を中心とした素材型・造船関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ④県内の医療関連機器産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ⑤県内の地熱等の自然環境を活用した環境・エネルギー関連産業分野 ⑥県内のかぼす等の特産物を活用した食品・農林水産関連産業分野 ⑦県内の温泉・自然や芸術文化、プロスポーツ等の観光資源を活用したサービス産業分野 ⑧県内のチャレンジ精神あふれる産業人材を活用した第4次産業革命分野 ⑨県内の大分県航空機産業参入研究会等のものづくり技術・人材を活用した航空関連産業分野 ⑩本県のフェリー・ROROR船等のインフラを活かした物流関連分野		・対象産業に該当するかについては事前に企業立地推進課まで一度ご相談ください。 ・各産業の詳細は下記URL中の基本計画資料にてご確認ください。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/14050/sokushinnhou-oita.html ファイル名：大分県基本計画全文(令和5年3月24日変更同意) (PDFファイル) 6頁～12頁
◎投資額について		
(2) 以下の取得価額要件を満たすこと ・地方税(不動産取得税、固定資産税)：土地・建物・附属設備・構築物の取得予定価格が1億円超(農林漁業関連の場合は5千万円超) ・国税(法人税)：減価償却資産の取得予定価格が2,000万円以上		・地方税については機械装置は対象外となります。 ・国税のみ要件を満たす場合も適用可能です。 ・法人税法上の圧縮記帳を行った場合については、 <u>圧縮記帳前の金額を本制度における「取得価額」として取り扱います。</u> ・取得価額の取扱いに関し、消費税の額を含めるかどうかは、それぞれの事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理を行っている場合には消費税込みで判定することとなり、税抜経理を行っている場合には消費税抜きで判定することとなります。
(3) 前年度の減価償却費の20%以上の投資を行うこと		・数値は国への確認申請書に記載が必要です。 ・比較対象となる減価償却費は申請を行う事業者全体の数値を指します。 ・対象事業者が連結財務諸表上の親会社または連結子会社に該当する場合、算出根拠となる前年度減価償却費は、「連結財務諸表における減価償却費」となります。 ・投資は「 <u>減価償却資産</u> 」の取得予定価額を指します(土地は含まない)。
◎投資時期について		
(4) (建物・建物附属設備・構築物を取得する場合) 工事着工前であること		・工事着工前までに県に事業計画を申請し、承認を得る必要があります。 ・土地については県の事業計画承認前に取得することが認められていますが、 <u>取得から1年以内に建物等の建設の着工が必要です。</u> ・「着工日」は工事契約書上の工事着工日を指します。 ・既に着工した後でも、 <u>建物内の機械装置のみで申請し、国税の課税特例を受けることは可能です。</u>
(5) 国(九州経済産業局)へ確認申請を提出し、承認を受けた後から令和7年3月31日までに取得予定の資産であること		・事業計画については県の承認後、国(主務大臣)に対しても申請を行い、承認を得る必要があります(別シートの「県税(不動産取得税)免除までの手続の流れ」を参照ください)。 ・ <u>適用期限は延長される可能性がありますので、期限を超えた投資を行う場合でも一度ご相談ください。</u> ・土地については、県の事業計画承認前の取得であっても、大分県の基本計画同意日(平成29年9月29日)以降に取得したものであれば、不動産取得税の課税免除が適用されます。ただし土地取得日の翌日から1年以内に建物等の建設の着工があった場合のみ適用となります。
◎2回目以降の申請である場合について		
(6) (過去に大分県又は同一の主務大臣が承認した事業計画(課税特例の承認を受けている場合のみ、以下「旧計画」)がある場合) 以下の2要件を満たすこと		
①新計画に係る国への確認申請時に旧計画の事業期間及び最終投資年度が終了していること		
②旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと 具体的には、旧計画における労働生産性の伸び率(旧計画において投資を行った年度以降の5事業年度の伸び率の平均値)及び投資収益率(旧計画において投資を行った年度の翌事業年度以降の5事業年度の平均値)がそれぞれ4%及び5%以上であること		・労働生産性及び投資収益率の定義は以下のとおりです。 ■労働生産性＝付加価値額÷労働者数 ※付加価値額＝売上高－(売上原価＋販売費及び一般管理費)＋給与総額＋租税公課 ■投資収益率＝(営業利益＋減価償却費)の増加額÷設備投資額 ・労働生産性及び投資収益率の算定においては、事業者全体の数値ではなく、大分県内で行われた承認地域経済牽引事業に関する数値を使用してください。 (例)大分県内において、承認地域経済牽引事業であるA事業と承認地域経済牽引事業ではないB事業の2つの事業を行っている場合、A事業に関する数値を切り出して算定する必要があります。 ・労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定してください。 ・算定にあたっては事前に九州経済産業局までご相談ください。 【九州経済産業局の窓口】 経済産業省 九州経済産業局 地域経済部 企業成長支援課 TEL：092-482-5435 MAIL：bz1-kyushu-kigyoshien@meti.go.jp



2、申請時のチェック項目

基準	チェック	備考
◎県の計画承認要件について		
(1) 付加価値額が3,506万円以上増加すること		下記(1)(2)いずれも事業計画の計画期間が最長5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を5年で按分した値とします(5年未満での計画策定も可能です)。 ・付加価値額＝売上高－(売上原価＋販売費及び一般管理費)＋給与総額＋租税公課 ・事業者全体の数値ではなく、大分県内で行う当該事業に関する数値(※)を切り出して使用してください。 (例)県外に本社を置く事業者が大分県内において複数の事業(A事業とB事業)の事業を行っている(もしくは新たに事業を開始する)場合において、A事業に関する資産への課税特例を希望するのであれば、事業者全体の数値から大分県内で行うA事業に関する数値を切り出して算定する必要があります。 ※当該事業による数値が直接的に不明である場合には、事業者全体の数値に対して、事業者全体の従業員数又は売上高に占める当該事業に従事する従業員数又は売上高の比率を乗じ、算定してください。
(2) 以下のいずれかを満たすと見込まれること ①大分県内に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2,500万円増加すること ②大分県内に所在する事業者の売上げが開始年度比で2億9千万円増加すること ③大分県内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で10人増加すること ④大分県内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で2,800万円増加すること		
◎国による課税特例確認要件について		
(3) 5年後の対象事業の売上高伸び率(%) ≥ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5%かつ対象事業の売上高伸び率(%)がゼロを上回ること		
(4) 以下のいずれかを満たすこと		
①労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率の平均が5%以上であることが見込まれること		・労働生産性及び投資収益率の定義は事前チェック項目(6)②と同じです。 ・労働生産性については投資を行った年度以降の5事業年度の伸び率の平均値、投資収益率については投資を行った年度の翌事業年度以降の5事業年度の平均値を使用します。 ・算定においては(1)同様に事業者全体の数値ではなく、大分県内で行う当該事業に関する数値を切り出して使用してください。
②海外にて50%以上製造している製品を国内で製造をすること及びその地域経済牽引事業計画が実施される都道府県において事業者の取引額が5%以上増加すること 等		
③特定非常災害の被災地域のうち実際に被災した建物等と同一の字に相当する範囲内(※)で事業を行うこと ※対象事業者が特定非常災害に基因して罹災証明書等の交付を受けた者である場合については、当該特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第七条の政令で定める地区内		・地域経済牽引事業計画の承認日が特定非常災害発生日から1年以内であることが必要です。